

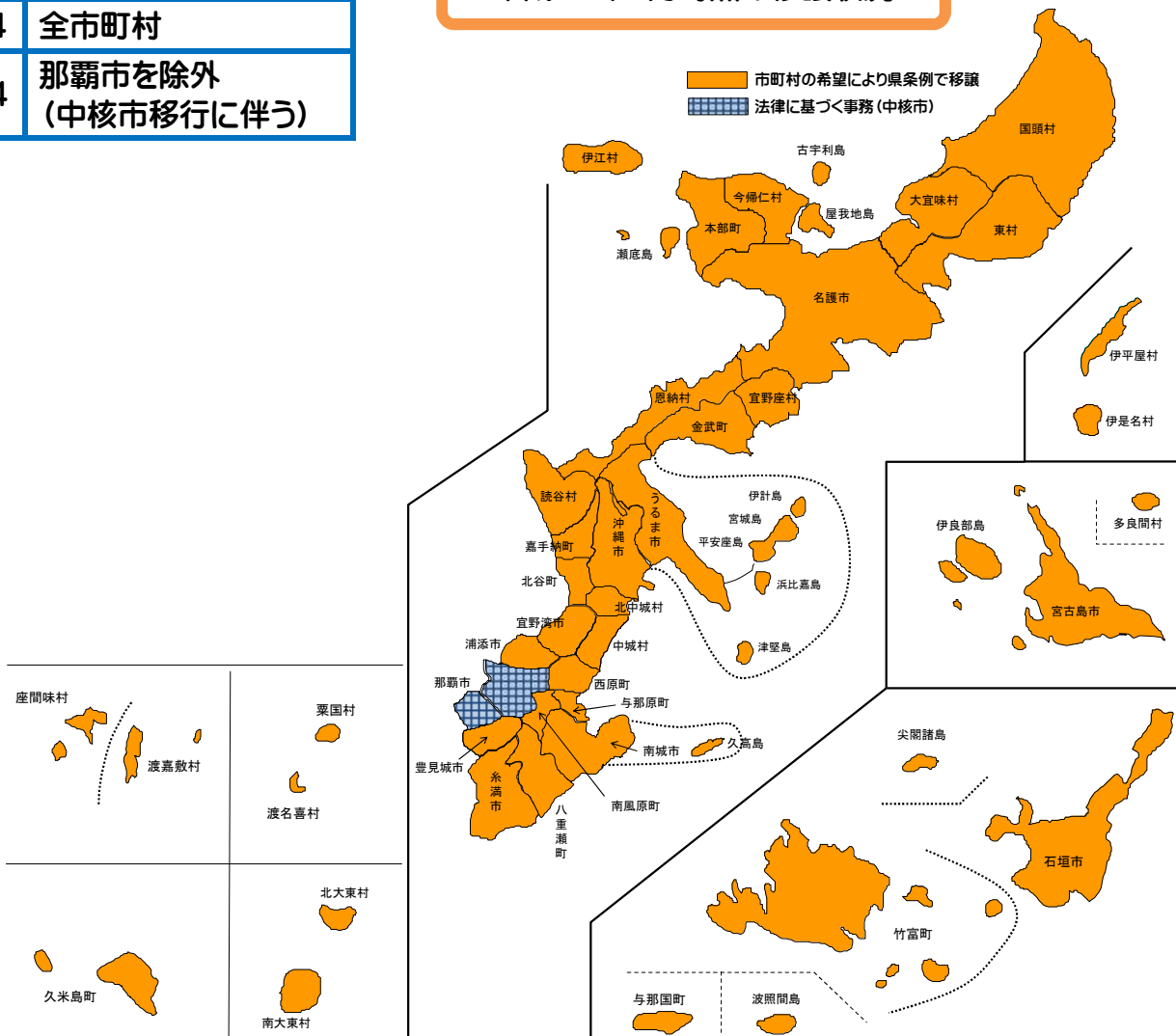
母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る事務

根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法 移譲対象：全市町村（那覇市除く）

事務の内容	メリット
<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 申請の受理 ◆ 貸付決定（不承認）通知書の交付 ◆ 借用書の受理 ◆ 増額、減額等の変更申請の受理 ◆ 増額、減額等の決定（不承認）通知書の交付等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 身近な市町村で申請ができることで、住民の負担軽減、利便性の向上に繋がる。 ◆ 市町村を窓口とすることで、住民票や所得情報の取得が容易になり、事務の効率化が図れる。 <p>県の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 財政支援：貸付事務費交付金の交付 ◆ 研修等：事務担当者説明会の開催 ◆ その他の支援：各福祉事務所による情報提供、サポート等

移譲年月	移譲市町村
H12.4	全市町村
H25.4	那覇市を除外 (中核市移行に伴う)

平成28年4月時点の移譲状況



より身近な市窓口での 申請で利便性向上



権限移譲事務

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務

事例紹介
うるま市

移譲受け入れの経緯

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子父子寡婦福祉資金貸付金」は、母子家庭の母、父子家庭の父や寡婦の経済的自立、生活の安定及び児童の福祉向上を図るための貸付制度である。

同貸付制度に係る申請書の受理等の事務は、住民に身近な市町村において行うほうが、住民の負担軽減及び利便性の向上につながることから、県から権限移譲を受け、平成12年度から市窓口において実施している。

なお、審査及び貸付決定は県の事務となっている。

取組・効果

本市においては、ホームページで同貸付制度の広報を行うとともに、制度の対象となる方への周知を図るため、児童扶養手当（ひとり親家庭の親に対する手当）の現況届の提出案内通知に、貸付制度の案内も同封している。

<同封している案内>

母子・父子・寡婦福祉資金貸付

経済的自立や生活の安定、児童の福祉の向上を図るための制度です。(原則無利子)

> 対象者

- ・児童扶養手当を受給しているか、又は同等の条件にある方、
- ・20歳以上である子を扶養している寡婦

> 資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金

> 貸付申請時の注意点・・・

- ① 緊急の対応は不可であること（申請から貸付までに約2カ月程度の時間を要する）
- ② 他の金融機関等からの借入れ額が償還可能額であること。
- ③ 保証人が原則必要であり、保証人は就業1年以上で安定した収入がある方。
また、保証人の年齢が償還完了時に65歳以下であること。(面談等が可能な方)
- ④ 児童の修学資金、就学支度資金の貸付では、他の貸付（日本学生支援機構等）との重複貸付は不可であること。

また、児童扶養手当の現況届受付会場内に貸付制度のチラシを設置して、待ち時間に見てもらえるようにしたところ、児童扶養手当現況届期間中は、通常より貸付制度に係る説明希望者や相談者が増えた。

児童扶養手当現況届のついでに貸付制度の説明を聞くことができるため、制度の対象となる方にとっては、利便性が向上したものとする。

<役場窓口の様子>



また、権限移譲前までは、市役所で、貸付申請書に添付する住民票や所得証明書等の書類の交付を受け、貸付申請は県の窓口へ出向く必要があったが、権限移譲により、市役所内で住民票等の取得と貸付申請を行えるようになり、この点でも、手続きに係る負担軽減が図られたと考える。

なお、本市における貸付申請書の受理件数は、平成25年度16件、平成26年度20件、平成27年度23件となっている。

(担当課：うるま市こども部児童家庭課)

平成29年3月作成